

2023年3月8日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

電話番号 022-276-5162

座長 野崎 和夫（宮城県生協連 専務理事）

構成団体

宮城県生活協同組合連合会 専務理事 野崎和夫

特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット

副代表理事 若狭久美子

宮城県地域婦人団体連絡協議会 会長 鈴木玲子

宮城県消費者団体連絡協議会 会長 玉手富美子

みやぎ生活協同組合 常務理事 小澤義春

生活協同組合あいコープみやぎ 理事長 高橋千佳

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク

理事 冬木勝仁

令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品の表示は、2015年4月施行の食品表示法にもとづく新ルールの2020年4月からの完全適用以降も、基準改正が続いています。2022年4月からは食品添加物表示における「人工」「合成」の用語が削除され、「無添加」「〇〇不使用」という添加物表示に規制が入るようになり、今年は遺伝子組み換えの表示が変わります。2022年3月には「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が公表され、専門家からは「わかりにくい部分があり誤解を生んでいる」との指摘があるなど、消費者への適切な情報提供が求められます。食品表示は消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならない情報源です。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がり、機能性表示食品の増加に伴い、医薬品との飲み合わせ等による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 第3-1- (1)「重点監視施設の監視」—イの文中に、食品等事業者における食物アレルギー対策の推進に関する文章を追記してください。

昨年クルミが、新たにアレルギー食品に追加となりました。アレルギー対応食を導入している乳幼児施設、学校等給食施設においては、十分な注意が必要です。そのために、意図しないアレルゲンの混入防止を図るため、アレルギー対応食を導入している乳幼児施設、学校等給食施設に対して助

言、指導、監視を行うことについて文章中に追記してください。すでに実施されているのであれば、実施していることが分かるように文章中に記載してください。

2. 第 3-1- (2) 「食品の適正表示」 —イの文中に、**食品等事業者における食物アレルギー対策の推進に関する文章を追記してください。**

現在、飲食店を利用する外国人観光客等にアレルギーの情報提供が行われていません。飲食店が外国人への対応策を行えるように、講習会の実施やピクトグラム（絵文字）を活用したパンフレットの配布など、継続的に事業者の取組を支援することを文章中に記載してください。

3. 第 3-2- (3) 「県民への啓発」 の文中に、**外国人へ啓発を行うことについて記載してください。**

新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられることや国際的なイベントが宮城県内で開催されることなどから、食中毒予防月間での県民への啓発の際、外国人へも啓発を行うことが必要と考えます。外国人へ啓発を行うことについて記載してください。

4. 第 3-3- (1) 「食品の放射性物質の検査と情報提供」 一ロに関して、**県民への情報提供の強化を求めます。**

毎年実施している「みやぎ食の安全安心消費者モニター」アンケート結果で、食品中の放射性物質について、「きのこ・山菜類」に次いで「魚介類」を不安に感じているとあり、毎年度この傾向が続いています。震災後、放射性物質検査を実施しており、今はまったく水産物からは数値が出ていないにも関わらず不安感が継続していることに対し、風評がなくなっていないと言わざるを得ないと思います。これから ALPS 処理水の海洋放出が開始されれば、ますます不安感が増すことも想定されます。

宮城県 HP 上で、一般の県民にとって、食品中の放射性物質検査結果のサイトの存在が分かりづらい状況です。県民の不安感解消のためにも、情報提供の強化や方法を見直すなどの対策を求めます。

5. 第 3-3- (2) 「輸入食品の検査」 —イの文中に、**県民の不安感を解消するための啓発を行うことに関する文章を追記してください。**

輸入食品の安全性に関する不安感については、毎年実施している「みやぎ食の安全安心消費者モニター」アンケート結果においても高い割合となっています。県民の不安感払拭のためには、輸入食品取扱業者に対し監視指導を実施していること、県内に流通している輸入食品の検査を実施し、安全が確保できた食品が流通していることを、多くの県民に理解してもらうことが必要です。

検査を実施するとともに、県民への啓発を行うことについて分かるように文章中に記載してください。

6. 第 4-6- (3) 「健康食品における対応」 の文中に、**県民への啓発を行うことなどに関する文章を追記してください。**

機能性表示食品の増加に伴い、医薬品との飲み合わせによる健康影響被害に関する相談が増加しています。健康食品による被害の未然防止・拡大防止に向け、担当部署と連携・協力して、健康食品の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、健康食品取扱事業者を対象とした講習会を実施すること、健康被害拡大防止を図るため県民への啓発を行うことに関する文章を追記してください。

7. 第 6 県民との意見交換及び情報提供の 1~4 の項目ほかに、リスクコミュニケーションの推進についての項目を追加してください。

国によるリスクコミュニケーションの定義は、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リ

スク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の中で、情報および意見を相互に交換することとなっています。

県民との食品安全に関する意見交換を効果的に推進するため、食品の安全に関する様々なテーマについて、県民、食品等事業者、行政等が情報共有や意見交換を通じ、食品安全に係る関係者相互間の理解が進むような意見交換会等が開催できるようリスクコミュニケーションを行い、食品安全についての正しい情報を分かりやすく伝えること、食品の安全性に関する科学的な理解の普及に努めることなどを行うことが必要なことから、第6 県民との意見交換及び情報提供の1～4の項目ほかに、リスクコミュニケーションの推進についての項目を追加してください。

以上